

千葉県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年8月28日

千葉市長 神谷俊一

指定介護機関名称	指定介護機関所在地	開設者名称	開設者所在地	変更年月日
(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)	
障害福祉サービス 青葉	千葉市中央区大森町 514-236	合同会社アセプト	千葉市中央区大森町 514-236	令和5年7月10日
変更なし	変更なし	株式会社アセプト	変更なし	

指定介護機関名称	指定介護機関所在地	開設者名称	開設者所在地	変更年月日
(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)	
介護サービス友乃家 千葉中央事業所	千葉市中央区南町 2-19-7 ビル高菜2 階	株式会社友乃家	千葉県市原市五所 1352-3	令和5年7月20日
変更なし	千葉市中央区生実町 1736-4 サングリーン ンおゆみビル203	変更なし	変更なし	